

改正

平成16年12月22日規則第221号

平成24年3月1日規則第5号

平成24年7月6日規則第26号

平成25年3月29日規則第13号

平成27年12月28日規則第59号

令和2年3月31日規則第31号

令和4年12月23日規則第49号

三次市定住住宅設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三次市定住住宅設置及び管理条例（平成16年三次市条例第240号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入居の申込み)

第2条 条例第6条の規定により定住住宅（以下「定住住宅」という。）の入居の申込みをしようとする者は、三次市定住住宅入居申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 申込者及び同居世帯全員の収入を証する書類及び課税台帳記載事項証明書
- (2) 市町村税の滞納がないことの証明書
- (3) 入居者全員の住民票の写し
- (4) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(抽選の方法)

第3条 条例第7条第1項の規定により、入居申込者の決定について抽選を行う場合は、公開の方法による。

(入居許可通知)

第4条 市長は、条例第7条の規定により入居の許可をしたときは、定住住宅入居許可通知書（様式第2号）によってその旨を本人に通知する。

(入居補欠者)

第5条 市長は、条例第8条の規定により入居補欠者を定めたときは、定住住宅入居補欠通知書（様

式第3号)によってその旨を本人に通知する。

(入居の手続)

第6条 条例第9条第1項の請書は、三次市定住住宅使用請書(様式第4号)による。

(連帯保証人)

第7条 条例第9条第1項第1号に規定する連帯保証人は、次に掲げる要件を具備する者でなければならない。

- (1) 未成年者、被後見人又は被保佐人でないこと。
- (2) 弁済の資力を有する者であること。
- (3) 居住地において、課税又は賦課された当該市町村の税及びその他の料金を完納している者であること。ただし、当該市町村の税及びその他の料金が課税又は賦課されていない者は、この限りでない。

2 入居者は、次に掲げる場合に該当するときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。この場合において、前項各号に掲げる要件を具備する新たな連帯保証人を定住住宅連帯保証人変更届(様式第5号)により届け出なければならない。

- (1) 連帯保証人が死亡し、又は失踪したとき
- (2) 連帯保証人が前項各号に掲げる要件を具備しなくなったとき。

3 入居者又は連帯保証人は、市長の承認を得て連帯保証人を変更することができる。この場合において、その新たな連帯保証人は、第1項各号に掲げる要件を具備する者としなければならない。

4 入居者又は連帯保証人は、連帯保証人の氏名又は住所その他連絡先に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

5 条例第9条第3項に規定する特別な事情があると認められる者に対して、連帯保証人の署名を必要としないこととすることができるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 入居決定者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者である場合において、保護の実施機関が、同法第37条の2の規定に基づき、当該入居決定者が支払うべき家賃を当該入居決定者に代わり支払うとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特別の理由があると市長が認めるとき。

(緊急連絡人)

第7条の2 条例第9条第1項第1号に規定する緊急連絡人は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 未成年者、被後見人又は被保佐人でないこと。

(2) 連帯保証人と同一のものでないこと。ただし、連帯保証人が3親等以内の者である場合は、この限りでない。

2 入居者は、次に掲げる場合に該当するときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。この場合において、前項各号に掲げる条件を具備する新たな緊急連絡人を定住住宅緊急連絡人変更届（様式第23号）により届け出なければならない。

(1) 緊急連絡人が死亡し、又は失踪したとき。

(2) 緊急連絡人が前項に掲げる条件を具備しなくなったとき。

3 入居者又は緊急連絡人は、市長の承認を得て緊急連絡人を変更することができる。この場合において、その新たな緊急連絡人は、第1項各号に掲げる条件を具備する者としなければならない。

4 入居者又は緊急連絡人は、緊急連絡人の氏名又は住所その他連絡先に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(住宅使用許可書)

第8条 市長は、条例第9条の規定により定住住宅の使用を許可する場合は、定住住宅使用許可書（様式第6号）を交付するものとする。

(入居の承継)

第9条 条例第10条の規定により定住住宅の入居の承継を受けようとする者は、定住住宅入居承継承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第10条の規定により定住住宅の入居の承継を許可する場合には、定住住宅入居承継承認書（様式第8号）を交付するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第10条 入居者は、条例第13条の規定により家賃の減免又は徴収猶予を受けようとするときは、定住住宅家賃減免（徴収猶予）申請書（様式第9号）に市長が必要と認める書類を添付したものを提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、家賃の減免又は徴収猶予の決定をしたときは、当該申請書を提出した入居者に対し、定住住宅家賃の減免（徴収猶予）決定通知書（様式第10号）を交付するものとする。

3 前項の決定による家賃の減免の期間は、1年を超えてはならない。

4 第2項の決定に係る家賃の徴収猶予の期間は、6月（市長が特に必要があると認める場合にあっては、1年）を超えてはならない。

5 前2項の場合において、家賃の減免又は徴収猶予の期間の終期は、3月31日を超えないものと

する。

（入居者の保管義務等）

第11条 入居者は、定住住宅又は共同施設について滅失又は損傷があった場合は、定住住宅（共同施設）・滅失損傷報告書（様式第11号）により、その状況を市長に報告しなければならない。

（長期不在の届出）

第12条 条例第21条の規定により15日以上定住住宅を使用しない者は、定住住宅長期不在届書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、入居者及び世帯員が病気療養その他やむを得ない事情により定住住宅に居住できない場合で、住宅に管理上支障がないと認めたときに限り、長期不在の承認をするものとする。

3 市長は、前項の長期不在の承認をする場合は、定住住宅長期不在承認書（様式第13号）を交付するものとする。

（住宅用途一部変更の許可）

第13条 条例第23条ただし書の規定により定住住宅の一部を住宅の用途以外に使用する者は、定住住宅用途一部変更許可申請書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（住宅の模様替え又は増築の許可）

第14条 条例第24条第1項ただし書の規定により定住住宅の模様替え又は増築をしようとする者は、定住住宅（模様替え・増築）承認申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、定住住宅の維持に支障がなく原状に回復することが容易であると認め、模様替え又は増築の許可をするときは、定住住宅模様替え・増築承認書（様式第16号）を交付するものとする。

（同居の許可）

第15条 条例第25条の規定により入居許可を受けた世帯員以外の者を同居させようとする者は、定住住宅同居許可申請書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の住宅同居許可申請書の提出があった場合は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、審査の上当該同居の許可をする。ただし、同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、許可をしない。

（1）同居しようとする者が、入居者又は入居者の配偶者の3親等以内の血族又は直系姻族であること。

（2）同居しようとする者が、入居者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の

事情にある者その他同居の許可申請後 3 月以内に婚姻する予定者を含む。) であること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、特別の事情があること。

3 市長は、前項の規定により同居を許可する場合には、定住住宅同居許可書（様式第18号）を交付するものとする。

(入居者氏名変更)

第16条 入居者は、婚姻その他の理由によりその氏名を変更したときは、速やかに氏名変更届（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

(世帯員の変更)

第17条 入居者は、入居許可を受けた世帯員に出産、死亡、転出の事実があったときは、速やかに定住住宅入居世帯員変更届（様式第20号）を市長に提出しなければならない。

(退去手続)

第18条 条例第26条の規定により定住住宅の明渡しをしようとする者は、定住住宅明渡し届（様式第21号）を市長に提出しなければならない。

(立入検査証)

第19条 条例第30条第 3 項に規定する証票は、定住住宅立入検査証（様式第22号）による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の作木村定住住宅設置及び管理条例施行規則（平成12年作木村規則第 2 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成16年規則第221号）

この規則は、平成17年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月 1 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 7 月 6 日規則第26号）

この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日規則第13号）

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成27年12月28日規則第59号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第31号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月23日規則第49号）

この規則は、令和5年1月1日から施行する。